

防衛医科大学校達第4号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第21条第1項の規定に基づき、防衛医科大学校病院における放射線障害の防止に関する達を次のように定める。

令和元年7月30日

防衛医科大学校長 長谷和生

防衛医科大学校病院における放射線障害の防止に関する達

改正 令和元年11月27日達第7号

改正 令和3年3月31日達第3号

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 組織及び職務（第6条―第17条）
- 第3章 管理区域（第18条・第19条）
- 第4章 維持及び管理（第20条・第21条）
- 第5章 受入及び使用（第22条―第26条）
- 第6章 保管、運搬及び廃棄（第27条―第31条）
- 第7章 測定（第32条―第34条）
- 第8章 教育及び訓練（第35条）
- 第9章 健康診断（第36条・第37条）
- 第10章 記録及び保存（第38条）
- 第11章 放射線障害の防止に関する業務の改善（第39条）
- 第12章 災害時の措置等（第40条）
- 第13章 外部への情報提供（第41条―第43条）
- 第14章 報告（第44条・第45条）
- 第15章 委任規定（第46条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下、単に「法」という。）、医療法（昭和23年法律第205号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）に基づき防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの並びに放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、併せて災害時の措置及び情報提供を定めることで公共の安全を確保することを目的とする。

2 この達は、法に規定された放射線障害予防規程である。

(適用範囲)

第2条 この達は、病院の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

(この達以外の規程で定める項目)

第3条 下記に示す事項に関しては、併せて示す規程による。

- (1) 特定放射性同位元素（法第2条第3項に規定される「特定放射性同位元素」と同じ。）に関しては、その防護に関する規程を別に定める。
- (2) 放射線施設の維持及び管理並びに放射線施設の点検の詳細に関しては、病院における放射線施設使用規程に定める。
- (3) 地震、火災その他の災害が起こったときの措置及び放射線障害に関する外部への情報提供の具体的な方法に関しては、防衛医科大学校における非常勤務態勢の基準及び非常勤務要領に関する達（平成22年防衛医科大学校達第2号。以下「非常勤務達」という。）ほかによる。

(定義)

第4条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 放射性同位元素等 放射性同位元素又は放射性同位元素で汚染されたものをいう。
- (2) 放射線作業 法で規定される放射性同位元素の使用、受入及び放射性同位元素等の保管、運搬、廃棄の作業並びに法で規定される放射線発生装置の使用等をいう。
- (3) 放射線業務従事者 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に随時立ち入る者で、防衛医科大学校病院長（以下「病院長」という。）が指定した者をいう。
- (4) 一時立入者 見学等で、安全管理責任者（第12条に規定する安全管理責任者

をいう。)の許可を得て、管理区域に一時的に立ち入る者をいう。

(遵守等の義務)

第5条 管理区域に立ち入る者は、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射線障害防止のために行う指示を遵守しなければならない。

- 2 病院長は、主任者が行うこの達の制定目的を達成するための意見具申について、これを尊重しなければならない。
- 3 病院長は、放射線管理・障害防止委員会（第11条の規定に基づき設置する放射線管理・障害防止委員会をいう。以下同じ。）が行う第11条第4項各号に規定する答申又は意見具申について、これを尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第6条 病院における放射線業務従事者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図第1のとおりとする。

(放射線取扱主任者及び代理者の指名)

第7条 病院長は、放射性同位元素の使用、放射線発生装置の使用等及び放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者の免状を有する者又は医師若しくは歯科医師の中から、放射線取扱主任者を選任し、当該主任者に対し文書をもって通知するものとする。

- 2 病院長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、その期間中その職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者の免状を有する者又は医師若しくは歯科医師の中から主任者の代理者（以下「代理者」という。）をあらかじめ選任し、当該代理者に対し文書をもって通知するものとする。
- 3 病院長は、主任者を選任又は解任した場合には、選任又は解任した日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出るものとする。
- 4 病院長は、主任者が職務を行うことができない期間が30日を超えるときは、原子力規制委員会に代理者を届け出なければならない。

(主任者の職務)

第8条 主任者は、病院における放射線障害の防止に係る監督に関し、次の各号掲げる職務を行う。

- (1) 達等の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止に必要な計画作成への参画
- (3) 法令等に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立会い

- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
 - (6) 病院長に対する意見具申
 - (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
 - (8) 関係者への助言、勧告及び指示
 - (9) 放射線管理・障害防止委員会の開催の要求
 - (10) 災害又は事故発生時の対応への参画
 - (11) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した際の情報提供
 - (12) その他放射線障害防止に関する必要事項
- (代理者の職務)

第9条 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となった期間中、主任者のすべての職務を代行するものとする。

(法定講習の受講)

第10条 病院長は、主任者及び代理者に対し、法に定める定期講習を受講させなければならない。

(放射線管理・障害防止委員会)

第11条 放射線管理、放射線障害の防止、放射線障害に関する情報提供及び放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること等について審議するために、病院に放射線管理・障害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副院長（管理・運営担当）
- (2) 放射線部長
- (3) 主任者
- (4) 主任者の代理者
- (5) 安全管理責任者（第12条に規定する安全管理責任者をいう。）
- (6) 施設管理責任者（第13条に規定する施設管理責任者をいう。）
- (7) 情報提供責任者（第14条に規定する情報提供責任者をいう。）
- (8) 総務部保健管理室長（第15条に規定する保健管理室長をいう。）
- (9) 区域管理者（第16条に規定する区域管理者をいう。以下同じ。）

3 委員長は、病院副院長（管理・運営担当）をもって充てる。

4 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理区域に関すること。
- (2) 放射線施設の維持及び管理に関すること。
- (3) 放射線発生装置及び放射線測定器等に関すること。
- (4) 放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄に関すること。
- (5) 放射線障害の防止のために必要な教育訓練に関すること。

- (6) 放射線障害に関する外部への情報提供に関すること。
 - (7) 放射線業務従事者等への放射線障害を防止するための保健上の措置に関すること。
 - (8) 放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること。
 - (9) その他放射線障害の防止に関すること。
- 5 委員長は、前項各号の審議のため又は第8条第9号の規定に基づく主任者による開会の求めに応じ、委員を招集し、委員会を開催する。
- 6 委員長は、必要に応じ、委員以外の職員を委員会に出席させることができる。
- 7 委員長は、委員会実施後、速やかに病院長に対し、審議結果等を報告しなければならない。
- 8 委員会の庶務は、放射線部において行う。
(安全管理責任者)

第12条 放射線管理に関する業務を総括する者として、安全管理責任者を置く。

- 2 安全管理責任者は、放射線部技師長をもって充てる。
- 3 安全管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 区域管理者の指導監督
 - (2) 放射線業務従事者に対する健康診断の計画立案及び調整
 - (3) 放射線業務従事者及び一時立入者に対する教育訓練の計画立案及び実施
 - (4) 放射線障害の防止に関する業務改善案の立案、上申及び委員会にて了承された業務改善のための取り組みの実施
 - (5) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡調整
- (施設管理責任者)

第13条 放射線施設の維持及び管理を総括する者として、施設管理責任者を置く。

- 2 施設管理責任者は、事務局経理部施設課長をもって充てる。
- 3 施設管理責任者は、電気設備、給排水設備、給排気設備等の施設の運転及び保守等に関する業務を行う。
(情報提供責任者)

第14条 放射線障害に関する外部への情報提供を総括する者として、情報提供責任者を置く。

- 2 情報提供責任者は、事務局総務部総務課長をもって充てる。
- 3 情報提供責任者は、部外への情報提供及び部外から問合せ窓口に関する業務を行う。
- 4 主任者は、前項に規定する情報提供責任者の業務を全うさせるために、必要な報告を行う。
(保健管理室長)

第15条 放射線業務従事者の健康管理を総括する者として、事務局総務部保健管理室長（以下「保健管理室長」という。）を充てる。

2 保健管理室長は、安全管理責任者と調整し、第36条に規定する健康診断を実施する。

（区域管理者）

第16条 管理区域（第18条に規定する管理区域をいう。以下同じ。）に区域管理者を置く。

2 区域管理者は、各放射線施設の担当者をもって充てる。

3 区域管理者は、安全管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行う。

（1） 担当する管理区域における放射線障害防止のための必要な措置

（2） 管理区域に立ち入る者に対する、主任者及び安全管理責任者が放射線障害防止のために行う指示等の指導

（3） 放射線作業の安全に係る技術的事項の指導

（4） 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射能汚染の管理

（5） 放射線測定器等の保守管理

（6） 放射線施設、管理区域に係る放射線の量及び表面汚染密度の測定並びに汚染の除去

（7） 放射性同位元素の受入、払出及び使用や放射性同位元素等の保管、運搬及び廃棄に関する管理

（8） 放射性廃棄物の処理に関する業務

（9） 管理区域への物品の持ち込み及び持ち出しに関する管理

（10） 前各号に関する記帳及び記録の管理

（11） 災害又は事故発生時の初期対応及び状況報告

（12） 放射線障害の防止に関する業務の改善

（放射線業務従事者の登録）

第17条 病院において放射線作業に従事する際は、放射線業務従事者として放射線業務従事者登録簿に登録された者でなければならない。

2 放射線業務従事者登録簿への登録は、安全管理責任者がこれを行う。

第3章 管理区域

（管理区域）

第18条 病院長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 区域管理者は、次の各号に掲げる者以外の者を、担当する管理区域内に立ち入ら

せてはならない。

- (1) 放射線業務従事者
- (2) 一時立入者
- (3) 治療又は検査の目的で主治医からの要請のあった患者
(管理区域に関する遵守事項)

第19条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
 - (2) 個人被ばく線量計等を指定された部位に装着すること。ただし、前条第2項第2号又は第3号に規定する者は除く。
 - (3) 管理区域内においては、飲食、喫煙を行わないこと。
 - (4) 放射線業務従事者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
 - (5) 一時立入者は、安全管理責任者、区域管理者及び放射線業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
 - (6) 前条第2項第3号で規定された患者は、医療被ばくを除く放射線被ばくによる放射線障害を防止するために行う区域管理者及び放射線業務従事者の指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- 2 安全管理責任者は、管理区域の出入口付近の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

第4章 維持及び管理

(巡視点検)

第20条 施設管理責任者、安全管理責任者及び区域管理者は、別に定めるところにより、定期的に放射線施設の巡視点検を行わなければならない。

- 2 施設管理責任者及び安全管理責任者は主任者に、区域管理者は安全管理責任者を経て主任者に、前項の巡視点検の結果を報告するとともに、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 3 主任者は、施設管理責任者及び安全管理責任者からの報告内容に関し、放射性同位元素等の保安に重大な影響があると認めるときには、病院長に速やかに報告しなければならない。

(修理及び改造)

第21条 施設管理責任者及び安全管理責任者は、それぞれ所管する施設、設備及び

機器等について修理、改造、除染のための工事を行うときは、相互に協議のうえ、その実施計画を作成し、主任者及び病院長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものはこの限りではない。

- 2 施設管理責任者及び安全管理責任者は、前項の修理、改造、除染のための工事を終えたときは、その結果について主任者を經由して病院長に報告しなければならない。

第5章 受入及び使用

(放射性同位元素の受入)

第22条 放射性同位元素を受け入れる者は、区域管理者の管理の下に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された放射性同位元素の種類（核種の形状・化学形）及び数量等を予め掲示すること。
 - (2) 承認を受けていない放射性同位元素を受け入れてはならないこと。
 - (3) 承認数量又は届出使用数量を超えて放射性同位元素を受け入れてはならないこと。
 - (4) 前2号の確認方法は、受け入れの都度、第1号の掲示内容と照らし合わせる
- こと。
- (5) 受け入れに係る作業及び確認が終了した際は、直ちに貯蔵室を施錠するなどして保管すること。

(放射線発生装置の受入)

第23条 放射線発生装置を受け入れる者は、区域管理者の管理の下、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を超える性能を有する放射線発生装置を受け入れないこと。
- (2) 承認を受けた又は届け出た場所に設置すること。
- (3) 設置の届け出を済ませていない放射線発生装置を使用しないこと。
- (4) 受入試験を行い、合格した放射線発生装置のみ受け入れること。

(放射性同位元素の使用)

第24条 放射性同位元素を使用する者は、区域管理者の管理の下に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 放射線施設から、主任者の許可なく放射性同位元素を持ち出さないこと。
- (2) 使用前に、放射性同位元素の状態を放射線測定器等により確認すること。
- (3) 承認数量又は届出使用数量を超えて放射性同位元素を使用しないこと。
- (4) 排気設備を有する施設は、排気設備が正常に動作していることを確認するこ

と。

- (5) 吸収材、受皿の使用等、汚染の防止に必要な措置を講ずること。
- (6) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (7) 遠隔操作装置等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (8) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (9) 放射性同位元素の使用中に、その場を離れないこと。
- (10) 線源を移動して使用する場合は、使用後直ちにその線源の紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器等により点検し、異常が判明した場合は、速やかに関連箇所の通行制限等の放射線障害を防止するための措置を取った後に、線源の搜索等の措置を講ずること。
- (11) 機器に装備されている放射性同位元素を使用する場合は、放射性同位元素を機器に固定したままで使用すること。

(放射線発生装置の使用)

第25条 放射線発生装置を使用する者は、区域管理者の管理の下、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) インターロックを設置している場合は、使用前にインターロック等が正常に作動することを確認するとともに、立ち入りを禁止している区域に患者以外の人はいないことを確認し、インターロックを確実に作動させた上で放射線発生装置を使用すること。
- (2) 使用中は、『使用中』の表示灯で明示すること。
- (3) 使用目的に応じて放射線障害の発生するおそれが最も少ない使用方法を採用し、被ばく線量が最小となるよう努めること。
- (4) 承認された方向以外に照射しないこと。
- (5) 承認された方向ごとの使用時間を超えないこと。
- (6) 使用休止中に点検等で管理区域に立ち入る場合は、その旨を出入口と操作卓に掲示しなければならないこと。

(放射化物の取扱い)

第26条 放射化物を取り扱う者は、区域管理者の管理の下、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 放射化物として取り扱う部品等は、修理又は解体等の正当な理由がある場合を除き、放射線発生装置から取り外してはならない。
- (2) 放射線発生装置の修理・解体等で、装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものに含まれる放射化物の飛散等により汚染が生じるおそれのある作業は、グリーンハウス設置、敷物、受皿その他の器具を用いて放射性同位元素による汚染を防止しなければならない。

- (3) 前号の作業終了後、付近の汚染状況を測定しなければならない。
- (4) 前号の測定により法令基準値を超えた汚染が認められた場合は、汚染された場所を特定した上で、汚染を除去しなければならない。
- (5) 前号の除染は、汚染状況が法令基準値以下になるまで、繰り返し実施しなければならない。
- (6) 放射化物は、関連法令に定める基準に適合する廃棄業者に、速やかに引き渡すこと。

第6章 保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素の保管)

第27条 放射性同位元素は、貯蔵室の所定の位置又は定められた貯蔵施設に貯蔵しなければならない。

- 2 承認数量又は届出数量を超えて放射性同位元素を貯蔵してはならない。
- 3 貯蔵箱及び耐火性の容器は、放射性同位元素を保管中にみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講じなければならない。
- 4 放射性同位元素を貯蔵室に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿を使用する等、貯蔵室内又は貯蔵箱内に汚染が拡大しないような措置を講じなければならない。
- 5 機器等に装備された放射性同位元素においては、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものは、保管中、容器のシャッターを閉止しなければならない。また、みだりに持ち運ぶことができないように措置を講じなければならない。
- 6 放射線業務従事者は、放射性同位元素の取扱業務を中断し又は終了したときは、速やかに区域管理者に報告し、貯蔵室又は貯蔵施設に放射性同位元素を返納しなければならない。
- 7 安全管理責任者は、貯蔵室又は貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。
- 8 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。
- 9 区域管理者は、別に定めるところにより、定期的に保管する放射性同位元素の保管量及び保管の状況の調査を行い、核種ごとの保管量及び保管の状況について、安全管理責任者を經由して主任者に報告しなければならない。

(管理区域内における運搬)

第28条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安

上必要な措置を講じなければならない。

(病院内における運搬)

第29条 病院内（管理区域を除く。）において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加えて次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、あらかじめ主任者の承認を受けた上で行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等によるき裂、破損等が生ずることのないようにすること。
- (2) 表面密度については、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
- (3) 線量当量率については、輸送物の表面において毎時2ミリシーベルト、輸送物の表面から1メートル離れた位置において毎時100マイクロシーベルトをそれぞれ超えないようにすること。
- (4) その他関係法令に基づき実施すること。

(病院外における運搬)

第30条 病院外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、病院長の承認を受けた上で、関係法令に定める基準に適合する運搬業者に委託しなければならない。

(廃棄)

第31条 放射性同位元素等の廃棄は、関係法令を遵守すること。

- 2 放射性同位元素で汚染されたものの廃棄は、次の各号に掲げるところに従って、区域管理者が行うこと。
 - (1) 気体状の放射性同位元素で汚染されたものは、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
 - (2) 液体状の放射性同位元素で汚染されたものは、廃棄物保管室において保管廃棄するか又は排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水すること。
 - (3) 固体状の放射性同位元素で汚染されたものは、不燃物、難燃物又は可燃物のいずれかに区分し、それぞれ専用の容器に封入し、廃棄物保管室に保管廃棄すること。
 - (4) 廃棄物のうち廃棄業者に引き渡すことができるものは、所定のR I 廃棄物容器に詰め換えた後、関係法令に適合する廃棄業者に引き渡すこと。
- 3 放射化物の廃棄は、次の各号に掲げるところに従って、区域管理者が行うこと。
 - (1) 放射化物は、不燃物、難燃物又は可燃物のいずれかに区分し、それぞれ専用のR I 廃棄物容器に封入すること。R I 廃棄物容器に入らない大型の機材は、汚染の広がりを防止する措置を講じること。

(2) 放射化物は、速やかに関係法令に適合する廃棄業者に引き渡すこと。

第7章 測定

(放射線測定器等の保守)

第32条 区域管理者は、安全管理にかかる放射線測定器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第33条 区域管理者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 3 測定の場所及び測定期間は、病院長がこれを定めるものとする。
- 4 前3項の規定による測定の結果と併せて、当該測定に係る次の各号に掲げる項目を記録し、保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定個所
- (3) 測定した者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法

- 5 前項の測定結果は、防衛医科大学校行政文書管理規則（平成23年防衛医科大学校達第3号。以下「行政文書管理規則」という。）の規定に基づき、放射線部長を保存管理の責任者として保存し、保存期間は5年とする。

(個人被ばく線量の測定及び記録)

第34条 区域管理者は、管理区域に立ち入る者（第18条第2項第2号及び第3号に規定する者を除く。）に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に掲げるところに従い、個人被ばく線量を測定、記録しなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときはこの限りでない。）にあっては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については1センチメートル線量当量）を測定すること。なお、この号において、妊娠の意思のない旨を申し出る書面は、別記様式によるものとする。

- (3) 前号のほか、頭部及び頸部からなる部分、胸部及び上腕部からなる部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあつては、腹部及び大腿部からなる部分）並びに腹部及び大腿部からなる部分のうち、外部被ばくが最大と成るおそれのある部分が胸部及び上腕部からなる部分以外の場合は、当該部分についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、前2号のほかに当該部位について70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (6) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
- (7) 次の項目について測定の結果を記録すること。
- ア 測定対象者の氏名
 - イ 測定をした者の氏名
 - ウ 放射線測定器の種類及び形式
 - エ 測定方法
 - オ 測定部位及び測定結果
- (8) 前号で記録する測定結果から、実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
- ア 算定年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 算定した者の氏名
 - エ 算定対象期間
 - オ 実効線量
 - カ 等価線量及び組織名
- (9) 第7号の測定及び第8号の算定について、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申し出等により病院長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い、集計し、その都度記録すること。
- (10) 第8号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該

1年間を含む平成13年4月1日以後5年ごとに区分した5年間の累積実効線量（4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計）を当該期間について毎年度集計し、集計の都度、次の項目について記録すること。

- ア 集計年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 集計した者の氏名
- エ 集計対象期間
- オ 累積実効線量

- (1) 行政文書管理規則の規定に基づき、放射線部長を保存管理の責任者として、第7号から第9号までの記録を5年保存するとともに、記録の都度、対象者に対しその写しを交付すること。

第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第35条 安全管理責任者は、放射線障害の防止のために必要な教育及び訓練の責任者として、放射線業務従事者及び一時立入者に対する教育及び訓練を計画、実施するほか、当該達を含む各種法令、規則類に関する放射線業務従事者への周知、理解に取り組むものとする。

- 2 前項の規定に基づく放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 実施時期

- ア 放射線業務従事者として登録する前
- イ 管理区域に立ち入った後及び取扱等業務の開始後 1年を超えない期間ごと

- (2) 項目及び受講時間

項目		受講時間 ※ 1
ア	放射線の人体に与える影響	30分以上
イ	i 装置の安全な取扱い ※2	1時間以上
	ii 安全取扱いの概略及び放射線照射中（使用中）の表示及び被曝低減 ※3	30分以上
ウ	放射線障害の防止に関する法令（防衛省職員の健康維持に関する訓令を含む）	30分以上
エ	防衛医科大学校病院における放射線障害の防止に	30分以上

	関する達	
オ	上記アからエまでに掲げる項目のほか、放射線障害の防止に関して必要と認める事項	－
※1 前号イにおける教育及び訓練の際は、実施時間について問わない。 ※2 放射線業務従事者のうち、放射性同位元素等及び放射線発生装置を取り扱う者を対象とする。 ※3 放射線業務従事者のうち、放射性同位元素等及び放射線発生装置を取り扱わない者を対象とする。		

- 3 前項の規定に関わらず、前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると安全管理責任者が認める下表左欄の者においては、右欄に示す同号の教育及び訓練の項目を実施したものとみなす。

十分な知識及び技能を有していると認められる者	実施したとみなすことができる教育及び訓練の項目（第2項第2号）
医師免許保有者	ア、イ
放射線科専門医	ア、イ、ウ
診療放射線技師免許保有者	ア、イ
第1種放射線取扱主任者免状保有者	ア、イ、ウ
正看護師免許保有者	ア、イ
臨床検査技師免許保有者	ア
医学物理士	ア、イ、ウ
その他十分な知識及び技能を有すると主任者が認めた者	安全管理責任者が認めた項目（ただし、ア、イ、ウのうちのいずれか又は全部に限る。）

- 4 安全管理責任者は、一時立入者を設定した場合は、当該一時立入者に対して、次の放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を、管理区域に立ち入る前に実施しなければならない。
- （1） 放射線業務従事者が行う放射線障害の発生を防止するための指示を遵守すること。
- （2） 入室及び室内での行動について、放射線業務従事者が行う保安上の指示を遵守すること。
- 5 安全管理責任者は、教育及び訓練を実施したときは、その都度、実施結果を記録するとともに、適宜、主任者に報告しなければならない。
- 6 安全管理責任者は、第3項の規定により教育及び訓練の一部を実施したとみなしたときは、理由、根拠並びに教育及び訓練を実施したとみなした範囲を記録すると

ともに、主任者に報告しなければならない。

- 7 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第49条で規定される特別休暇のうち、概ね1年間を超える長期休暇を取得中の放射線業務従事者においては、主任者の判断に基づき本条に規定する教育及び訓練を行わないことができるものとする。ただし、放射線業務従事者として業務復帰の際は、速やかに教育及び訓練を実施するものとする。

第9章 健康診断

第36条 安全管理責任者は、保健管理室長と調整し、放射線業務従事者の健康診断を実施するものとする。

- 2 前項の健康診断の方法及び措置については、次の各号に定めるところにより実施し、別に定める様式に記録し、その写しを、記録の都度、対象者に交付するものとする。

（1）実施時期は次のとおりとする。

ア 病院の放射線業務従事者として初めて管理区域に立ち入る前

イ 管理区域に立ち入った後 6ヶ月を超えない期間ごと

（2）健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。

（3）問診は、放射線の被ばく歴の有無及び被ばく歴がある場合には、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他被ばくの状況について行うこと。

（4）検査又は検診は、次の部位又は項目について行うこと。ただし、アからウまで（初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、ア及びイを除く。）については、問診の結果、医師が必要と認める場合に行うものとする。

ア 抹消血液中の血色素量またはヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

エ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

- 3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者を認めた場合には、その者につき遅滞なく健康診断を行わなければならない。ただし、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）第24条で規定される者については、これを適用しない。

（1）放射性同位元素を誤って摂取したとき。

（2）放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容

易に除去することができないとき。

- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
 - (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。
 - (5) 法令で報告義務が課せられる実効線量を超えて放射線に被ばくし又は被ばくしたおそれのあるとき。
 - (6) その他主任者又は保健管理室長が必要と認めたとき。
- 4 安全管理責任者は、次の各号に掲げる項目に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
- (1) 実施年月日
 - (2) 対象者の氏名
 - (3) 健康診断を実施した医師名
 - (4) 健康診断の結果
 - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

5 前項の記録は、行政文書管理規則の規定に基づき、放射線部長が保存管理の責任者として保存し、保存期間は5年とする。

6 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第49条で規定される特別休暇のうち、概ね1年間を超える長期休暇を取得中の放射線業務従事者においては、主任者の判断に基づき本条に規定する健康診断を行わないことができるものとする。ただし、放射線業務従事者として業務復帰の際は、速やかに健康診断を実施するものとする。

（放射線障害を受けた者等に対する措置）

第37条 安全管理責任者は、放射線障害を受け又は受けたおそれのある者がいる場合には、主任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた主任者は、保健管理室長から助言を受けた上で、管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等の障害の程度に応じた健康の保持に必要な措置案を、病院長に具申しなければならない。
- 3 病院長は、前項の具申があった場合には、速やかに具申内容を尊重した措置を話し、主任者にその措置を講じるよう指示しなければならない。
- 4 前項の規定に基づく指示を受けた主任者は、安全管理責任者、区域管理者他と調整の上、適切な措置を講じなければならない。

第10章 記録及び保存

(記録及び保存)

第38条 安全管理責任者は、受入、使用、保管、運搬、廃棄、払出、放射線施設等の点検及び教育訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 受入

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の受入の年月日
- ウ 放射性同位元素の受入に従事した者の氏名及び相手方の氏名又は名称

(2) 使用

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射線発生装置の種類
- ウ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- エ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事した者の氏名

(3) 保管

- ア 放射性同位元素等の種類及び数量
- イ 放射性同位元素等の保管の期間、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素等の保管に従事した者の氏名

(4) 運搬

- ア 病院の外における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
- イ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事した者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

- ア 放射性同位元素等の種類及び数量
- イ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素等の廃棄に従事した者の氏名及び相手方の氏名又は名称

(6) 払出

- ア 放射性同位元素等の種類及び数量
- イ 放射性同位元素等の払出の年月日
- ウ 放射性同位元素等の受入・払出に従事した者の氏名及び相手方の氏名又は名称
- エ 相手方の許可証の写し

(7) 放射線施設等の点検

- ア 点検の実施年月日
- イ 点検結果及びこれに伴う措置の内容
- ウ 点検を実施した者の氏名

(8)教育及び訓練

ア 教育訓練の実施年月日及び項目並びに各項目受講時間数（受講時間数に関しては、第35条第2項第1号アの規定に基づく教育訓練に限る。）

イ 教育訓練を受けた者の氏名

- 3 前項の帳簿等は、毎年3月31日に閉鎖し、行政文書管理規則の規定に基づき、放射線部長が保存管理の責任者として保存し、保存期間は5年とする。
- 4 廃止した場合は、前項の規定に関わらず、廃止の承認を得た年月日をもって帳簿等を閉鎖し、行政文書管理規則の規定に基づき、放射線部長が保存管理の責任者として保存し、保存期間は5年とする。

第11章 放射線障害の防止に関する業務の改善

(放射線障害の防止に関する業務の改善)

第39条 放射線施設に立ち入る者、業務又は施設に関する改善すべきと思われる事象を見つけた場合には、直ちに区域管理者に報告するものとする。

- 2 前項の規定に基づく報告を受けた区域管理者は、報告内容と現状について確認し、必要に応じて報告者より聞き取り等を行った上で、安全管理責任者に、改善案と併せて報告しなければならない。
- 3 前項の規定に基づく報告を受けた安全管理責任者は、報告内容について速やかに確認を行い、改善案について精査し、第12条第3項第4号の規定に基づき委員会へ業務改善案を具申するものとする。ただし、放射線障害の防止の観点から速やかな対応が必要と判断する場合は、委員会の審議結果を待たず応急的措置を講じるものとし、その際は、速やかに委員会へ状況、応急的措置の内容及び判断した理由等について報告し、承諾を得なければならない。
- 4 具申を受けた委員会は、具申された業務改善案について、安全管理責任者及び必要に応じて関係者から聴取を実施し、業務改善案について審議し、その実施の可否について決し、審議内容に応じて必要な修正を指示した上で、安全管理責任者に対し実施させるものとする。
- 5 安全管理責任者は、取り組んでいる業務改善策の結果について委員会に報告しなければならない。
- 6 主任者は、業務改善策の結果に基づき、必要に応じた規則やマニュアルの改正等を行わなければならない。

第12章 災害時の措置等

(災害時の措置等)

第40条 所沢市において震度5強以上の地震、放射線施設において火災その他の災害が発生した場合には、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 災害の発見者は、別図第2「緊急時の報告・通報系統」にならい直ちに通報するとともに、災害の拡大の防止に努めること。
- (2) 放射線障害が発生した場合又は放射線障害が発生するおそれがある場合若しくは点検等の結果として放射線障害が発生していたことを認知した場合、主任者は、直ちに病院長に報告し、災害の拡大の防止に必要な応急の措置を講じなければならない。なお、応急の措置を講じる場合、当該管理区域を所管する区域管理者、担当する放射線業務従事者及び担当部門の職員が協力して実行するものとする。
- (3) 当該管理区域を所管する区域管理者及び担当する放射線業務従事者は、緊急作業が必要となった場合、原則として作業に従事するものは男性職員のみとし、アラーム付ポケット線量計等を用いて線量管理をするものとする。
- (4) 放射線障害が発生した場合又はおそれがある場合若しくは災害により放射性同位元素等の管理区域外への漏えいが確認又は疑われる場合には、病院長は、当該事態について直ちにその旨を原子力規制委員会に報告するものとする。また、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告するものとする。
- (5) 前号に係る設備、装置等について、主任者がそれらの安全を確認するまでの間、これを使用してはならない。

第13章 外部への情報提供

(情報提供を行う事象)

第41条 主任者は、以下の各号に掲げる事象が生じた際は、速やかに情報収集を行いつつ、情報提供責任者に対し、外部への情報提供を依頼することとする。

- (1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し又は排気することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第2号に規定する濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し又は排水することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第5号に規定する濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。

(5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときを除く。

イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が、当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のとき。その他漏えいの程度が微量なとき。

(6) 下記に示す場所において、併せて示す線量限度を超え又は超えるおそれがあるとき。

イ 放射線施設内において、常時人の立ち入りがある場所 実効線量で1週間につき1ミリシーベルト

ロ 病院敷地の境界及び病院内の人が居住する区域 実効線量で3月間につき250マイクロシーベルト

ハ 病室内 実効線量で3月間につき1.3ミリシーベルト

(7) 放射線作業において計画外の被ばくがあり、下記に示す実効線量を超え又は超えるおそれがあるとき。

イ 放射線業務従事者 5ミリシーベルト

ロ 上記イ以外の者 0.5ミリシーベルト

(8) 放射線業務従事者について、下記に示す線量限度を超え又は超えるおそれがあるとき。

イ 実効線量限度

① 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト

② 4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

③ 女子については、上記①及び②の他に4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間につき5ミリシーベルト。

④ 妊娠中の女子については、病院長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1ミリシーベルト。

ロ 等価線量限度

① 眼の水晶体 4月1日を始期とする1年間につき150ミリシーベルト

② 皮膚 4月1日を始期とする1年間につき500ミリシーベルト

③ 妊娠中の女子の腹部表面 病院長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2ミリシーベルト

2 前項の規定により主任者からの報告を受けた情報提供責任者は、部外への情報提

供を行うものとする。

(情報提供する項目)

第42条 情報提供責任者は、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合、主任者の指示により、地元自治体等へ次の各号に関する情報の提供に努めるものとする。

- (1) 事故の発生した日時及び場所
- (2) 放射線量の測定結果（事故の発生した場所及びその近隣、事故の発生した場所に最も近い敷地外、その他状況に応じて測定が必要な場所等）
- (3) 周辺への影響（現状と見込み）
- (4) 事故発生による病院業務（外来診療等）への影響
- (5) これまでに実施した措置の内容
- (6) これからの対応と復旧期間
- (7) その他公表することにより公共の安全が図られると思われる事項

(情報提供の方法)

第43条 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、外部への情報提供方法として、ホームページの活用等を図るものとする。

第14章 報告

(異常時の報告)

第44条 第41条各号に示す事象に接した者は、直ちに安全管理責任者へ報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた安全管理責任者は、直ちに、区域管理者に対し当該報告に関する情報収集を指示するとともに、主任者に対し状況報告し、今後の対応について仰がなければならない。
- 3 前項の規定による報告等を受けた主任者は、安全管理責任者に対し必要な指示を行い、病院長に状況を報告するとともに、情報提供責任者に対し外部への情報提供が適切に実施できるよう情報等の提供を行うものとする。
- 4 前項の規定に係る報告を受けた病院長は、次の各号に掲げる項目について、事故発生後又は事故が発生したと思われる時から10日以内に、原子力規制委員会に報告しなければならない。
 - (1) 当該事故発生の日時及び場所
 - (2) 当該事故に係る放射性同位元素等の種類及び数量
 - (3) 当該事故に係る者の所属、氏名、性別及び年齢
 - (4) 当該事故の状況

(5) 当該事故を発見したときにとった措置及びその後の措置

(6) 当該事故の原因

(7) 前各号に掲げるもののほか参考となる事項

(放射線管理状況報告)

第45条 安全管理責任者は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について、放射線管理状況報告書を作成し、主任者を經由して病院長に報告しなければならない。

2 病院長は、前項の報告書を6月30日までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

第15章 委任規定

(委任規定)

第46条 この達に定めるもののほか、放射線障害の防止に関する必要な細部事項は、委員会の議を経て主任者が定める。

附 則

この達は、令和元年7月30日から施行する。

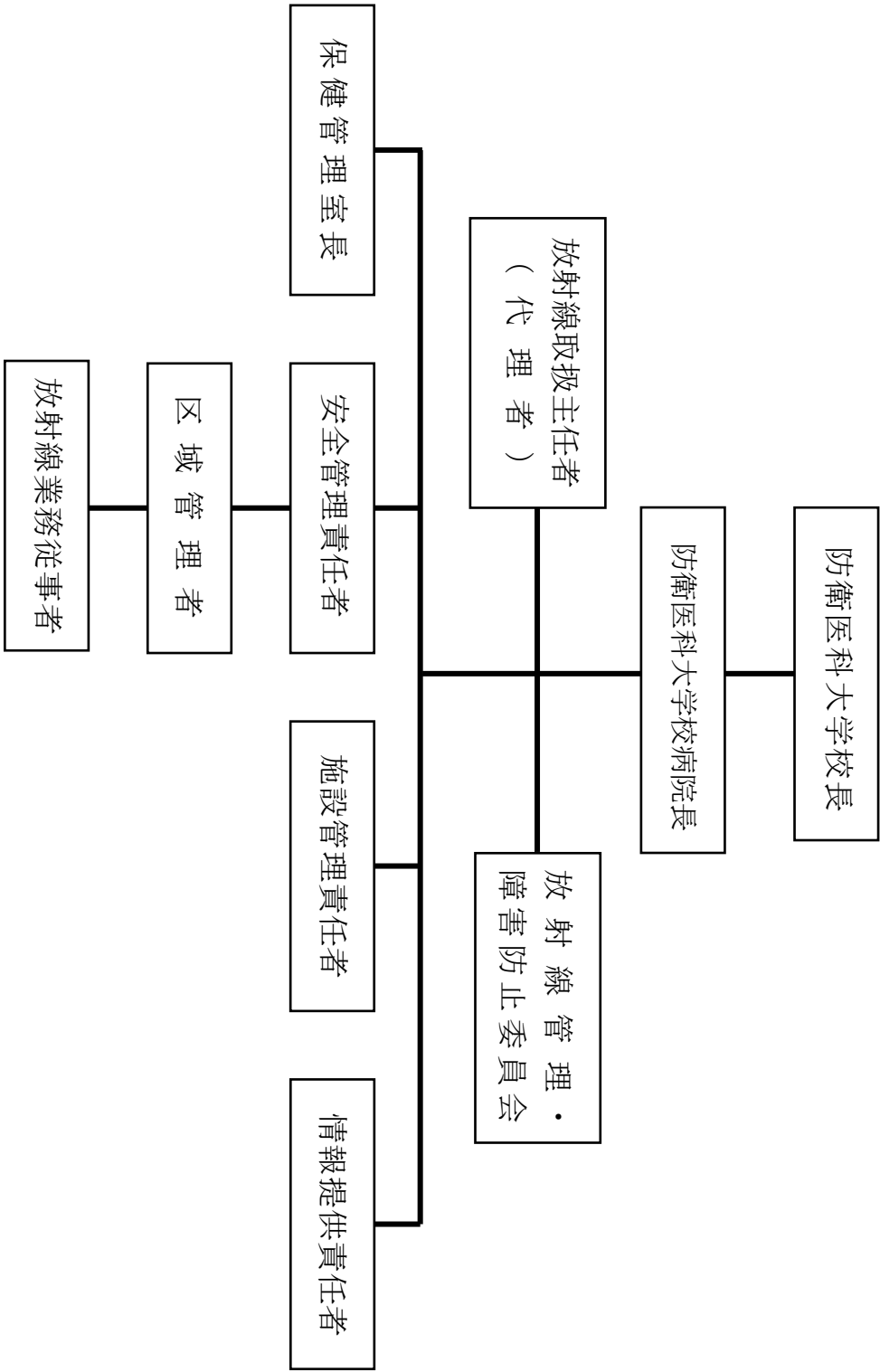
附 則

この達は、令和元年11月27日から施行する。

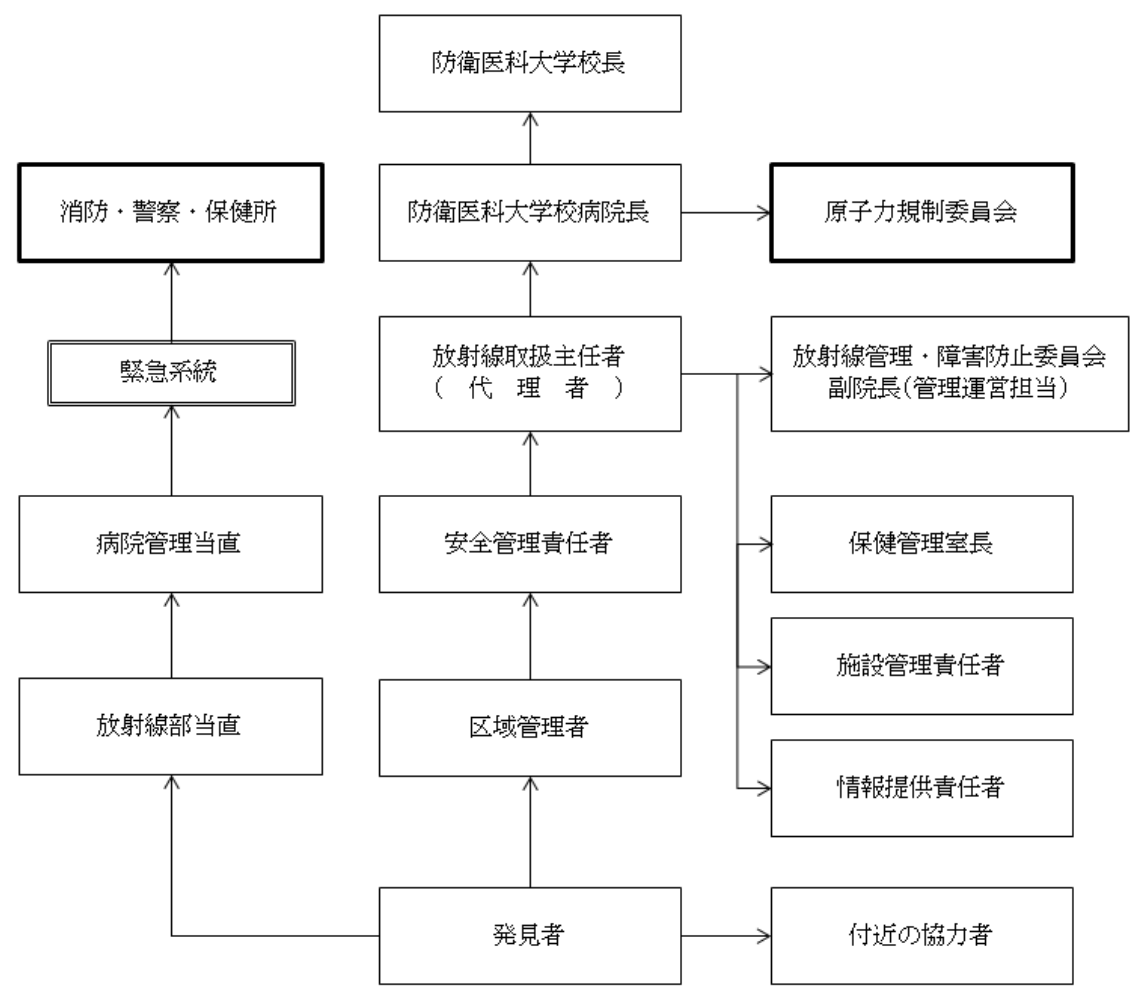
附 則

この達は、令和3年 4月 1日から施行する。

別図第 1 (第 6 条関係)



別図第 2 （第 4 0 条関係）



別記様式（第34条関係）

防衛医科大学校病院長 殿

私は、 年 月 日より、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）第5条第3号に定める線量限度の適用を必要としないので本書面をもって申し出ます。

なお、再び上記線量限度の適用を必要とする場合には、直ちに本書面を撤回いたします。

年 月 日
氏 名（署名）

（注意事項）

- ① この書面を提出することによって、あなたには5ミリシーベルト／3月間の線量限度が適用されなくなります。あなたの線量限度は、100ミリシーベルト／5年間かつ50ミリシーベルト／年間となります。
- ② この書面を提出する前に、使用者から十分な説明を受けてください。
- ③ この書面に使用者の署名を受けたものの写しを保管してください。
- ④ この書面の撤回は、書面をもって行ってください。

上記書面を確かに受理いたしました。

年 月 日
防衛医科大学校病院長（署名）